

# 平成24年定期総会

# 議 案 書

日 時 平成24年6月22日(金)  
午後2時00分から

場 所 さくらホール(大ホール)  
(武蔵村山市民会館)

※ 本議案書は総会当日必ずご持参願います。

公益社団法人  
武蔵村山市シルバー人材センター

公益社団法人武蔵村山市シルバー人材センター  
平成24年 定期総会次第

- 1 開会のことば
- 2 会長あいさつ
- 3 表 彰
- 4 武蔵村山市長あいさつ
- 5 来賓祝辞
- 6 資格審査報告
- 7 議長選出
- 8 監査結果報告
- 9 報告事項

(1) 平成23年度事業報告について

- 10 議 題

議案第1号 平成23年度決算の承認について

議案第2号 「定款」の一部改正について

- 11 閉会のことば



# 監 査 報 告 書

平成24年 4 月27日

公益社団法人  
武蔵村山市シルバー人材センター  
会 長 森 脇 義 二 郎 様

公益社団法人  
武蔵村山市シルバー人材センター

監 事 川 野 益 弘 ㊟

監 事 清 水 キクエ ㊟

私達は、公益社団法人武蔵村山市シルバー人材センターの平成23年度における会計及び業務の監査を行い、次のとおり報告する。

## 1 監査の方法の概要

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査した。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討した。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討した。

## 2 監査の結果

- (1) 公益社団法人武蔵村山市シルバー人材センターの平成23年度の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認める。
- (2) 公益社団法人武蔵村山市シルバー人材センターの平成23年度の事業報告は、法令若しくは定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。

以 上

## 報告事項(1)

# 平成23年度 事業報告

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

## I 事業の概要

平成23年度のシルバー人材センター事業が終了しましたので、その概要を報告します。

公益法人制度の改革に沿って公益社団法人への移行に取り組み、平成23年4月1日付の設立登記により、名称が「公益社団法人武蔵村山市シルバー人材センター」となりました。これに伴い、センターの組織活動を促進するため、会長、副会長及び常務理事の選任をはじめ、理事会の下に、活動分野ごとに役員と会員で構成する五つの委員会を設置しました。また、事業の公益的・公共的性格を名実ともに高め、法的な安定を確保するため、40件の規則・規程等の制定・改廃や自立的経営、適正就業への取り組みをはじめ、お客様満足度調査の実施、広報活動、研修・講習会を充実するなどして、事業の適正かつ円滑な推進を図りました。

一方、政府の事業仕分けによる国からの補助金の大幅な削減などにより、センターは少なからぬ影響を受けました。しかし、超高齢社会が進展する中で、シルバー人材センター事業の果たす役割が一層増していることから、健康で働く意欲のある高齢者のために、希望に沿った就業機会を確保し、生活感の充実や福祉の増進、さらには社会奉仕活動を積極的に進め、活力のある地域社会づくりに努めました。

就業の開拓と提供については、西暦2012年問題、いわゆる再雇用の終了による団塊の世代の高齢者の入会増加等に伴い、新たに就業開拓・提供委員会及び就業開拓専門員を置き、企業や家庭等の訪問活動を積極的に行いました。併せて、高層階からの粗大ごみの搬出や換気扇の清掃、軽易な大工仕事、除草・植木の刈込作業等を行う営繕班を新たに設置し、就業機会の拡大・提供に努めました。この営繕班の設置は、今後、地域の高齢者を支える軽度の生活支援として、その伸長が期待されるところです。

安全就業については、安全管理委員会が中心となって、熱中症予防講習会、刈払機安全講習会、交通安全・防犯講習会、転倒予防講習会等を実施し、会員の安全の確保に努めました。また、加齢に伴う重篤事故を未然に防止するため、運転を主とする業務や植木剪定などの高所作業に就業する会員の年齢制限を設けることとしました。

平成23年度は、東日本大震災や急激な円高、デフレの影響による景気の低迷と厳しい雇用情勢を反映し、センターを取り巻く状況は、依然として厳しいものがありました。

会員数は、前年同期に比べ108人減の1,133人となりました。仕事に就いている会員の割合は、月平均では前年同期に比べ0.4ポイント減の59.9%となりましたが、昨年4月から本年3月までの1年間に就業したことがある会員の割合は、前年度の76.3%から80.9%となり、これまでにない高い就業率となりました。

契約件数は、行政や民間事業所等を訪問し、就業機会の確保に努めた結果、前年度より187件増の4,085件となりました。しかし、契約金額は、前年度より1,351万円減の4億4,660万円となりました。内訳は、公共事業が前年度に比べて2.9%増の2億1,722万円となった反面、家庭や企業等からの受注が7.9%減の2億2,938万円となりました。これは、前年度末に適正就業の関係で総合スーパーから撤退したことなどが大きく影響しています。

結びに、当センターに対して温かいご支援・ご協力を賜りました関係機関並びに地域の皆様方に心から感謝を申し上げ、事業報告の概要とします。

## II 事業の詳細

事業の詳細は、次のとおりです。

# 1 会員の現況（平成24年3月31日現在）

## (1) 会員数

男 715人 女 418人 合計 1,133人

## (2) 会員平均年齢

男 71.8歳 女 70.5歳 全体 71.3歳

## (3) 地区別会員登録状況

(人)

区分	東 部	中 部	西 部	緑が丘	南 部	計
男	57	107	132	163	256	715
女	33	53	93	138	101	418
計	90	160	225	301	357	1,133

## (4) 年齢別会員登録状況

(人)

区分	～ 59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	計
男	4	62	213	248	138	50	715
女	7	62	118	144	73	14	418
計	11	124	331	392	211	64	1,133

## (5) 入退会の状況

(人)

月 別	入 会	退 会					計
		病 気	就 業	死 亡	転 出	その他	
平成23年4月	38	13	9	0	3	62	87
5月	15	3	1	1	0	1	6
6月	1	1	0	1	1	4	7
7月	21	3	1	1	1	1	7
8月	10	0	0	2	1	0	3
9月	10	0	0	1	0	0	1
10月	15	0	1	0	0	0	1
11月	9	1	2	0	1	0	4
12月	6	0	0	0	0	0	0
平成24年1月	2	0	0	2	0	0	2
2月	0	4	0	2	0	1	7
3月	1	15	5	4	1	85	110
計	128	40	19	14	8	154	235

## 2 事業実績

### (1) 月別事業実績

月 別	月 末 会員数	受託 件数	就 業 人 員		契 約 金 額			
			延 実 人 員	延 日 人 員	配 分 金	材 料 費	事 務 費	計
	人	件	人	人	円	円	円	円
23年 4月	1,192	260	1,170	10,318	30,502,837	1,353,280	2,540,061	34,041,350
5月	1,201	319	1,333	9,108	31,884,168	1,620,127	2,378,600	35,678,006
6月	1,195	373	1,577	10,030	35,574,031	1,958,211	2,132,984	39,665,226
7月	1,209	400	1,921	11,320	36,727,892	2,075,189	2,164,912	40,967,993
8月	1,216	304	1,298	9,222	32,037,384	1,213,463	2,460,808	35,711,655
9月	1,225	387	1,816	10,514	36,346,029	1,977,973	2,708,085	41,032,087
10月	1,239	431	1,885	10,922	41,158,707	2,280,711	3,347,487	46,786,905
11月	1,244	433	1,776	9,778	33,847,777	2,204,662	2,461,241	38,513,680
12月	1,250	366	1,451	8,957	31,538,373	1,427,311	2,596,100	35,561,844
24年 1月	1,250	270	1,272	8,442	27,902,604	1,569,882	2,248,982	31,721,468
2月	1,243	268	1,277	8,834	28,752,715	1,043,108	1,951,239	31,747,062
3月	1,133	274	1,344	9,404	31,456,835	1,374,544	2,290,466	35,121,845
合 計		4,085	18,120	116,849	397,524,463	20,098,461	28,984,907	446,607,831

### (2) 公共・民間別事業実績

受託別	受託件数	就 業 人 員		契 約 金 額			
		延実人員	延日人員	配 分 金	材 料 費	事 務 費	計
	件	人	人	円	円	円	円
公 共	925	9,063	56,668	188,358,436	15,727,050	13,136,019	217,221,505
民 間	3,160	9,057	60,181	209,166,027	4,371,411	15,848,888	229,386,326
合 計	4,085	18,120	116,849	397,524,463	20,098,461	28,984,907	446,607,831

### (3) 職群別事業実績

職 群 別	公 共		民 間		合 計	
	延日人員	配 分 金	延日人員	配 分 金	延日人員	配 分 金
	人	円	人	円	人	円
1 技 術 群	1,982	4,607,960	4,739	20,172,964	6,721	24,780,924
2 技 能 群	1,278	9,054,100	4,212	24,794,626	5,490	33,848,726
3 事 務 整 理 群	204	860,080	861	3,336,520	1,065	4,196,600
4 管 理 群	13,941	40,581,700	4,571	17,378,663	18,512	57,960,363
5 折 衝 外 交 群	0	0	805	5,006,171	805	5,006,171
6 軽 作 業 群	30,228	110,277,385	39,773	126,710,888	70,001	236,988,273
7 サ ー ビ ス 群	9,035	22,977,211	5,220	11,766,195	14,255	34,743,406
8 そ の 他	0	0	0	0	0	0
合 計	56,668	188,358,436	60,181	209,166,027	116,849	397,524,463

### 3 会員就業状況

#### (1) 年齢別就業実績（平成23年度中）

区 分	～ 59 歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80 歳 ～	最高年齢
男	3 人	4 7 人	1 4 9 人	1 9 9 人	1 2 9 人	4 1 人	8 5 歳
女	5	4 3	1 0 0	1 2 2	6 5	1 4	8 8
計	8	9 0	2 4 9	3 2 1	1 9 4	5 5	

#### (2) 月別就業実績

月 別	月末会員数	就業実人員	就 業 率	月 別	月末会員数	就業実人員	就 業 率
23年 4 月	1, 1 9 2 人	6 9 1 人	5 8 . 0 %	1 1 月	1, 2 4 4 人	7 3 2 人	5 8 . 8 %
5 月	1, 2 0 1	7 3 1	6 0 . 9	1 2 月	1, 2 5 0	7 3 4	5 8 . 7
6 月	1, 1 9 5	7 3 2	6 1 . 3	2 4 年 1 月	1, 2 5 0	7 1 4	5 7 . 1
7 月	1, 2 0 9	7 3 5	6 0 . 8	2 月	1, 2 4 3	6 9 6	5 6 . 0
8 月	1, 2 1 6	7 0 5	5 8 . 0	3 月	1, 1 3 3	7 3 0	6 4 . 4
9 月	1, 2 2 5	7 5 3	6 1 . 5	月 別 平 均 就 業 率		5 9 . 9	
1 0 月	1, 2 3 9	7 9 6	6 4 . 2	年 間 累 計 就 業 率		8 0 . 9	

#### (3) 男女別就業率

男 79.4%      女 83.5%

### 4 事業計画実施状況

事業計画項目	実 施 内 容
1 情報の収集 ・提供及び 調査研究	<p>広 報</p> <p>① 市報「むさしむらやま」に会員入会説明会の記事を掲載し市内高齢者に会員の参加を呼びかけた。（23.4月～24.3月）</p> <p>② 会報武蔵村山「シルバーだより」を28,500世帯及び商工会の協力を得て市内1,061事業所に全戸配布し、市内全域に受注の拡大・新入会員の獲得目的としたPRを行った。（23.8月・23.12月・24.3月）</p> <p>③ 武蔵村山市地域振興課の協力を得て、イオンモール内にある「榎情報館」及び市役所市民課ロビーの展示コーナーにセンター活動の写真・PRパンフレット等を設置し利用客等に対し広くPRを行った。（23.4月～24.3月）</p> <p>④ カーミナル東京及びイトーヨーカドー東大和店「武蔵村山物産展」に当センターより「しるばっ娘」及び役員・広報委員が参加し、手作り小物の販売とパンフレットPR用品の配布を行い、広く来場者に対しセンターPRに努めた。（23.5.3～5.4日2日間及び5.1～5.15/9.7～9.11の10日間）</p>



事業計画項目	実 施 内 容
	<p>⑤ かたくりの湯・商工会主催の「温泉まつり」「ウォーキングラリー」のゴール地点である「かたくりの湯」施設内にしるばっ娘手工芸品販売コーナーを設け、参加者を中心とした作品を販売しPRに努めた。また、毎月土曜日にも定例販売を行い広くセンターPRに努めた。 (23.4月～24.3月)</p> <p>⑥ 「村山デエダラまつり」に参加し、財団貸与の「シルバーくん」の着ぐるみにより来場者に対しPR用品を配布し、テント内においてはPRパネルの掲示と「しるばっ娘」が手工芸品の販売を行った。(23.10.22・23日)</p> <p>⑦ ホームページを利用し、公益社団法人移行に伴い、情報公開やセンター情報等、仕事の内容を写真やイラストデータをさらに充実させることにより利用者からセンターにアプローチをしやすく改善した。 (23.4月～24.3月)</p> <p>⑧ 第6ブロック共同により「使い捨てマスク」を3,750個作製し、各種イベント会場等で来場者に配布し、年間を通じ広くセンターPR活動を実施した。 (23.4月～24.3月)</p> <p>⑨ 発注者を対象に「お客様満足度調査」を実施し企業・家庭からどの程度満足しているかを調査し、その結果を踏まえ、市民から期待されるセンター作りの一助とした。 (23.12月～24.3月)</p> <p>⑩ 「介護と予防」24年度版の紙面にセンター紹介と広告を提供し、広く市民に対しPRを行った。 (24.3月)</p>
2 研 修	<p>① しごと財団監事研修会 しごと財団主催による監事研修会を「東京しごとセンター」において開催し、都内センターから114名の監事（内武蔵村山市2名）が参加した。 (23.4月)</p> <p>② IT班「インストラクター養成講座」研修会 IT講師会員6名に対し、「インストラクター養成講座」研修会を専門講師に依頼し実施した。 (23.7月)</p> <p>③ 広報等配布会員「接遇」研修会 広報等配布就業会員38名に対し、対象市民に対する「接遇」研修会を専門講師に依頼し実施した。 (23.9月)</p> <p>④ 第6ブロック「会員研修会」 檜原都民の森において、第6ブロック会員70名（内武蔵村山市3名）を対象に「健康管理」に関する研修会に参加した。 (23.10月)</p> <p>⑤ 第6ブロック「理事研修会」 奥多摩文化会館において、第6ブロック理事60名（内武蔵村山市3名）を対象の「高齢者の登山と健康管理」に関する研修会に参加した。 (23.11月)</p>

事業計画項目	実 施 内 容
	<p>⑥ 第6ブロック「会員接遇研修会」 福生市さくら会館において、第6ブロック会員71名（内武蔵村山市5名）を対象の「接遇」研修会に参加した。（23.11月）</p> <p>⑦ 警視庁主催「不当要求防止研修会」 会長・常務理事対象による暴力団排除条例の施行に伴う「不当要求防止研修会」を実施し、会長と常務理事が参加した。（23.12月）</p> <p>⑧ 自転車駐輪場整理就業会員「接遇」研修会 駐輪場整理就業会員14名に対し対象市民に接するための「接遇研修会」を実施した。（24.2月）</p> <p>⑨ 役員研修会 しごと財団主催による役員を対象とした「請負契約」研修会に参加した。（24.1月）</p> <p>⑩ 会長・事務局長「経営管理」研修会 しごと財団主催による、会長・事務局長を対象とした「経営管理」研修会に参加した。（24.1月）</p> <p>⑪ 会員技能（植木）研修 第6ブロック主催による植木剪定研修会が都立多摩職業能力開発センターにおいて開催され、15センターから30名（内武蔵村山市2名）の会員が参加した。（24.3月）</p> <p>⑫ 襖張り技能研修会 会員の技術向上と新規会員の職種拡大のため、襖張り技能研修会を実施し、12名の会員が受講した。（24.3月）</p>
3 就業機会の 開拓と提供	<p>≪開 拓≫</p> <p>① 正副会長・事務局長が市長室を訪問・また、民間においても商工会議所を訪問し、一層の理解・協力を求めるとともに高齢者に適した仕事の発注を依頼した。（23.4月）</p> <p>② 就業開拓員及び就業開拓提供委員により市内企業・一般家庭・行政を訪問し、センターPRを行い仕事の開拓を行った。（23.4月～24.3月）</p> <p>③ 三役が市長を表敬訪問し、「シルバー人材センター事業に対する要望書」を手渡し、高齢者の就業機会の確保について説明要望を行った。（23.8月）</p> <p>④ 軽度生活援助事業の提案及び要望を、行政に対し就業開拓・高齢者福祉向上の観点から実施できるよう働きかけた。（23.9月）</p> <p>⑤ 理事会決議により「長寿社会における自立した生活の実現を目指す「シルバー人材センターへの支援について」三役において武蔵村山市長に提出した。（23.10月）</p> <p>⑥ 市長への年頭挨拶において三役が、来年度においても、引続き就業の継続と新規事業の受注依頼を行った。（24.1月）</p>

事業計画項目	実 施 内 容																																													
	<<提 供>> 月平均では、契約件数340件・延日人員9,737人分の仕事を提供することができた。																																													
4 相 談	① 特設相談及び事務局での常時相談受付 毎月20日（休日の場合は翌日）を特設相談日として、高齢者の就業相談に常時応じた。また、毎月第3水曜日に入会説明会を開催し、合計174名が事業の趣旨に賛同し入会した。 受付状況は次のとおり。 <table border="1" data-bbox="416 618 1422 936"> <thead> <tr> <th>月 別</th> <th>件 数</th> <th>入 会</th> <th>月 別</th> <th>件 数</th> <th>入 会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23年 4 月</td> <td>4 3 件</td> <td>3 8 人</td> <td>11 月</td> <td>1 4 件</td> <td>9 人</td> </tr> <tr> <td>5 月</td> <td>1 9</td> <td>1 5</td> <td>12 月</td> <td>1 0</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>6 月</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>24年 1 月</td> <td>6</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>7 月</td> <td>2 5</td> <td>2 1</td> <td>2 月</td> <td>8</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>8 月</td> <td>1 5</td> <td>1 0</td> <td>3 月</td> <td>2 8</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>9 月</td> <td>1 6</td> <td>1 0</td> <td rowspan="2">合 計</td> <td rowspan="2">2 0 8</td> <td rowspan="2">1 2 8</td> </tr> <tr> <td>10 月</td> <td>2 1</td> <td>1 5</td> </tr> </tbody> </table> ② 未就業会員仕事説明会及び相談 23年度未就業会員（247名）に対し就業希望を調査し、希望会員（58名）に就業相談を行った。（23.9月） ③ 緊急雇用対策事業説明会において、未就業会員58名に対し事業説明を行い、賛同した全員が自転車道剪定委託業務において就業した。（23.10月）	月 別	件 数	入 会	月 別	件 数	入 会	23年 4 月	4 3 件	3 8 人	11 月	1 4 件	9 人	5 月	1 9	1 5	12 月	1 0	6	6 月	3	1	24年 1 月	6	2	7 月	2 5	2 1	2 月	8	0	8 月	1 5	1 0	3 月	2 8	1	9 月	1 6	1 0	合 計	2 0 8	1 2 8	10 月	2 1	1 5
月 別	件 数	入 会	月 別	件 数	入 会																																									
23年 4 月	4 3 件	3 8 人	11 月	1 4 件	9 人																																									
5 月	1 9	1 5	12 月	1 0	6																																									
6 月	3	1	24年 1 月	6	2																																									
7 月	2 5	2 1	2 月	8	0																																									
8 月	1 5	1 0	3 月	2 8	1																																									
9 月	1 6	1 0	合 計	2 0 8	1 2 8																																									
10 月	2 1	1 5																																												
5 安 全 管 理	① 防犯・交通安全講習会 定期総会の席上において、東大和警察署の協力により、「防犯対策」「高齢者の交通安全」について講習会を安全管理委員会の主催により開催し、総会出席会員195名が受講した。（23.6月） ② 安全管理委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・熱中症対策 会員対象夏用帽子の販売。（23.5月～）</li> <li>・「安全・適正パトロール」を財団の専門指導員とともに就業現場に訪問し指導・点検を行った。（23.12月）</li> <li>・安全横断幕を、安全強調月間にセンター施設に掲揚し、また、安全腕章を就業会員に配布して安全就業啓発活動を実施した。（23.7月・12月）</li> <li>・就業現場安全巡回パトロール指導                「安全就業強化月間」に伴い、安全管理委員による職種別巡回指導を実施し、その場において安全就業パンフレットを就業会員に配布し、注意を喚起する啓発活動を行った。（23.12月）</li> <li>・「シルバーだより」記事掲載                安全就業記事を「シルバーだより」に掲載し、会員に対し注意を喚起した。（23.9月・24.3月）</li> </ul>																																													

事業計画項目	実 施 内 容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当センターで過去発生した事故事例及び安全十カ条及び財団発行「安全通信」を、センター掲示板に貼り安全就業の意識啓発を会員に促した。 (23.4月～24.3月)</li> <li>・財団主催による「安全リーダー研修」に安全管理委員長が参加し、「22年度事故概要報告」「高齢者の交通安全・事故防止」についての講演を受講した。 (23.7月)</li> <li>・入会会員に対し安全マニュアル冊子を配布し、安全の普及徹底に努めた。 (23.4月～24.3月)</li> </ul> <p>③ 安全講習会・研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熱中症予防講習会に大塚製薬より専門講師を招き、30名の会員が受講した。 (23.5月)</li> <li>・刈払機操作安全講習会に専門講師を招き、実地講習会を開催し植木・除草班会員（35名）が参加した。 (23.6月)</li> <li>・「会員転倒予防講習会」を財団の協力のもと、体力向上事業として開催され、後期高齢者会員18名が受講した。 (23.10月)</li> <li>・第6ブロック主催において会員の交通安全講習会を立川警察署の協力により実施し会員106名（内武蔵村山市7名）が受講した。 (23.11月)</li> <li>・トヨタレンタリース多摩・損保ジャパンの協力により、運転会員のための安全運転講習会を実施し16名の会員が受講した。 (23.11月)</li> </ul>
6 社会奉仕活動等	<p>① 防犯ボランティア活動 随時防犯パトロール用腕章・自転車プレートを身につけ日常生活の中でパトロールボランティアを行った。 (23.4月～24.3月)</p> <p>② 市民まつり会場において、役員・会員24名が清掃奉仕活動を行った。 (23.10月)</p> <p>③ 武蔵村山市を通じて、東日本大震災復興義援金を会員に募り募金活動を実施した。 (23.5月)</p> <p>④ 定期総会において出席会員195名が、総会終了後、帰宅途上において清掃ボランティアを実施した。 (23.6月)</p> <p>⑤ 計8回開催された会員研修会において、延べ169名の会員により、研修会終了後、帰宅途上において、市内清掃美化ボランティアを実施した。 (23.5月～24.3月)</p> <p>⑥ ひまわり畑の開園に伴う「種まきボランティア」の募集を実施し87名の会員が参加表明した。(平成24年5月予定) (24.3月)</p>
7 各委員会の動向	<p>① 就業開拓提供委員会 就業機会拡大支援会議を73回実施した。 (23.4月～24.3月)</p> <p>② 研修講習委員会 研修講習に関する企画立案のため計4回の会議を実施した。 (23.6月～24.1月)</p>

事業計画項目	実 施 内 容
	<p>③ 社会奉仕活動委員会 会員の社会奉仕活動に関する、企画立案のため計3回の会議を実施した。 (23.6月～24.3月)</p> <p>④ 就業相談委員会 入会説明会の進行及び資料提供、就業相談のため、月1回の入会説明会と就業相談を随時実施した。 (23.4月～24.3月)</p> <p>⑤ 広報委員会 シルバーだよりの企画編集・パンフレットによるPR活動、ホームページの内容の充実等のため計9回の会議を実施した。 (23.6月～24.3月)</p>
8 その他	<p>① 公益社団法人へ移行した。 (23.4月)</p> <p>② 武蔵村山市と土地建物無償貸付変更契約を締結した。 (24.1月)</p> <p>③ スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会委員に会長が就任した。 (23.5月～24.3月)</p> <p>④ 映画「エクレールお菓子放浪記」武蔵村山市上映実行委員会委員に副会長が就任した。 (23.12月～24.2月)</p> <p>⑤ 東京しごと財団理事長等7名と第六ブロック内の各シルバー人材センターから三役が出席して連絡会を開催し適正就業など5項目の要望を行った。 (23.12月)</p>

## 5 諸会議の開催状況

総 会	開催年月日	議 題
平成23年 定期総会	23.6.29	<p>議案第1号 総会議事運営規則の制定について</p> <p>議案第2号 平成22年度（平成22.4.1～平成23.3.31）一般会計収支決算について 監査結果報告</p> <p>議案第3号 役員の選任について</p> <p>報告事項(1) 平成22年度事業報告について</p> <p>報告事項(2) 「就業規約」の改正について</p>
理 事 会	開催年月日	主 な 会 議 議 題
第 1 回	23.4.1	<p><b>報告事項</b></p> <p>① 行政への公益社団法人移行完了報告について</p> <p><b>審議事項</b></p> <p>議案第 1号 会長の選任について</p> <p>議案第 2号 副会長の選任について</p> <p>議案第 3号 常務理事の選任について</p> <p>議案第 4号 「公益社団法人武蔵村山市シルバー人材センターとすることに伴う関係規則等の整備に関する要綱」の制定について</p>

理 事 会	開催年月日	主 な 会 議 議 題
		議案第 5号 「委員会規則」の制定について 議案第 6号 「委員会の所属」について 議案第 7号 安全担当理事の選出について 議案第 8号 「職員の期末手当に関する基準」の改正について 議案第 9号 特別会員の入会について 議案第10号 平成23年度収支予算について
第 2 回	23. 4. 27	<b>報告事項</b> ① 平成23年3月分事業実施状況報告 ② 平成23年度正会員会費の納付、振込通知発送と受付開始 ③ 登記変更完了報告 ④ しごと財団監事研修会の参加報告 ⑤ 平成22年度一般会計予算の流用（第5号）について ⑥ 雨水排水対策工事の着工について ⑦ 平成23年度「第1・2回就業開拓提供委員会」の実施について ⑧ 学園自治会から清掃用具等の寄贈について ⑨ 安全管理委員会委員の委嘱について ⑩ スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会委員の就任承諾について ⑪ 行政庁による移行認定の公示について ⑫ 新入職員の募集について <b>審議事項</b> 議案第11号 「理事会運営規則」の制定について 議案第12号 「情報公開規程」の制定について 議案第13号 「リスク管理規程」の制定について 議案第14号 「会員入退会取扱要領」の制定について 議案第15号 「役職員の職務及び権限に関する規程」の制定について 議案第16号 「安全管理委員会設置規程」の一部改正について 議案第17号 委員会委員の選任について 議案第18号 「職員の採用に関する規程」の一部改正について 議案第19号 「職員の等級及び初任給に関する基準」の一部改正について 議案第20号 東日本大震災復興義援金について 議案第21号 正会員の入退会について
第 3 回	23. 5. 25	<b>報告事項</b> ① 平成23年4月分事業実施状況報告 ② 平成22年度事業監査及び会計監査の結果報告

理 事 会	開催年月日	主 な 会 議 議 題
		<p>③ 安全管理委員会の実施について</p> <p>④ 新入職員応募状況について</p> <p>⑤ 義援金三役の市長訪問について</p> <p>⑥ 東大和警察講師の依頼について</p> <p>⑦ しるばっ娘のカーミナル東京・イトーヨーカドー東大和店への出店について</p> <p>⑧ 熱中症予防講習会の実施について</p> <p>⑨ 平成23年度就業開拓提供委員会の実施について</p> <p>⑩ 株式会社精美堂の破産手続きに伴う簡易配当について</p> <p><b>審議事項</b></p> <p>議案第22号 平成22年度事業報告について</p> <p>議案第23号 就業規約の改正について</p> <p>議案第24号 総会議事運営規則の制定について</p> <p>議案第25号 平成22年度一般会計収支決算について</p> <p>議案第26号 役員の選任について</p> <p>議案第27号 平成23年度定期総会の運営及び役割分担について</p> <p>議案第28号 定期総会における会員及び役職員の表彰について</p> <p>議案第29号 「嘱託職員雇用要綱」の一部改正について</p> <p>議案第30号 「職員就業規則」の一部改正について</p> <p>議案第31号 「事務規程」の一部改正について</p> <p>議案第32号 正会員の入退会について</p>
第 4 回	23. 6. 22	<p><b>報告事項</b></p> <p>① 平成23年5月分事業実施状況報告</p> <p>② 採用試験の実施について</p> <p>③ 平成23年度「就業開拓提供委員会」の実施について</p> <p>④ 平成23年度「第1回研修講習委員会」の実施について</p> <p>⑤ 平成23年度「第1回広報委員会」の実施について</p> <p>⑥ 東京しごと財団「会長会議」の実施について</p> <p>⑦ 東京しごと財団「安全通信」の発行について</p> <p>⑧ 東京しごと財団「定期総会連合理事長挨拶文」について</p> <p>⑨ 「財団法人東京都高齢者事業振興財団表彰規程」の改正について</p> <p>⑩ 平成23年度4月分収支状況について</p> <p>⑪ 発注者請求書の振込先金融機関の追加について</p> <p>⑫ 入会申込手続及び退会手続について</p> <p><b>審議事項</b></p> <p>議案第33号 「職員退職金積立金に関する基準」の一部改正について</p>

理 事 会	開催年月日	主 な 会 議 議 題
		議案第 3 4 号 「財団法人東京しごと財団を公益財団法人東京しごと財団とすることに伴う関係規程等の整備に関する要綱」の制定について 議案第 3 5 号 「社会奉仕活動委員会」委員の選任について 議案第 3 6 号 正会員の入退会について
第 5 回	23. 7. 27	<b>報告事項</b> ① 平成23年 6 月分事業実施状況報告 ② 平成23年 4 月～5 月分収支状況について ③ 武蔵村山市シルバー人材センターの現況について ④ 第 1 回社会奉仕活動委員会の実施について ⑤ 総会出席会員における社会奉仕活動について ⑥ 広報委員会の実施について ⑦ 第 2 回研修講習委員会の実施について ⑧ I T 班「インストラクター養成講座」の実施について ⑨ 就業開拓提供委員会の実施について ⑩ 安全管理委員会主催「交通安全・防犯講習会」の実施について ⑪ 安全管理委員会主催「刈払い機安全講習会」の実施について ⑫ 安全管理委員会の実施について ⑬ 第 6 ブロック安全就業推進委員等研修会の実施について ⑭ 平成23年度シルバー人材センター安全リーダー研修の実施について ⑮ 第 6 ブロック共同 P R 用品の作成発注について ⑯ 平成23年度正会員会費の納入について通知発送報告 ⑰ 新入職員の採用について ⑱ ミニデイサービス利用者等手摺の設置について ⑲ 登記変更完了について ⑳ 役員変更の行政庁への届出について（電子申請） <b>審議事項</b> 議案第 3 7 号 就業機会拡大推進事業費支出における小科目の設置について 議案第 3 8 号 就業会員の年齢制限について 議案第 3 9 号 正会員の入会について
第 6 回	23. 8. 24	<b>報告事項</b> ① 平成23年 7 月分事業実施状況報告 ② 平成23年 4 月～6 月分収支状況について ③ 武蔵村山市長への表敬訪問について ④ 平成22年度政策目的随意契約状況について



理 事 会	開催年月日	主 な 会 議 議 題
		⑤ 安全管理委員会・対策推進委員の合同会議の実施について ⑥ 就業会員の年齢制限通知の発送について ⑦ 広報・研修講習委員会合同会議の実施について ⑧ 就業開拓提供委員会の実施について ⑨ しるばっ娘「イトーヨーカドー東大和店」での出店及びP R活動参加要請について ⑩ 石田公認会計士合同（4市）委託契約の締結について ⑪ 平成23年度高年齢者就業機会確保事業補助金（シルバー人材センター事業）交付決定について <b>審議事項</b> 議案第40号 正会員の入退会について
第 7 回	23. 9. 28	<b>報告事項</b> ① 平成23年8月分事業実施状況報告 ② 平成23年4月～7月分収支状況について ③ 研修講習委員会の実施について ④ 広報配布会員対象「接遇」研修会の実施について ⑤ 就業開拓提供委員会の実施について ⑥ 社会奉仕活動委員会の実施について ⑦ 「イトーヨーカドー東大和店」での出店及びP R活動の実施について ⑧ 第6回村山デエダラまつりへの参加及びP R活動参加要請について ⑨ シルバー人材センター運営資金の確保について ⑩ 軽度生活援助事業の提案及び要請について ⑪ 平成23年度最低賃金改定状況に伴う配分金単価の改正について ⑫ 放射能による落葉、刈草等の受入について <b>審議事項</b> 議案第41号 長寿社会における自立した生活の実現を目指す「シルバー人材センター」への支援について（要請） 議案第42号 正会員の入会について
第 8 回	23. 10. 26	<b>報告事項</b> ① 平成23年9月分事業実施状況報告 ② 平成23年4～8月分収支状況について ③ 新入職員の退職について ④ 就業開拓提供委員会の実施について ⑤ 第6回「村山デエダラまつり」への参加について ⑥ デエダラまつりにおける社会奉仕活動の実施について

理 事 会	開催年月日	主 な 会 議 議 題
		⑦ 公認会計士による会計実務指導の実施について ⑧ 緊急雇用対策事業「野山北公園自転車道美化作業」打合せ会議の実施について ⑨ 長寿社会における自立した生活の実現を目指す「シルバー人材センターの支援について」要請書の提出報告 ⑩ 第6ブロック「会員研修会」の実施について <b>審議事項</b> 議案第43号 「理事会運営規則」の一部改正について 議案第44号 正会員の入退会について
第 9 回	23.11.22	<b>報告事項</b> ① 平成23年10月分事業実施状況報告 ② 平成23年4月～9月分収支状況について ③ 平成23年度上半期中間決算監査の実施について ④ 就業開拓提供委員会の実施について ⑤ 「転倒予防講習会」の実施について ⑥ シルバー人材センターフォーラムの参加について ⑦ 平成22年度決算に関する会計指導検査結果について ⑧ LED照明のレンタル契約について ⑨ 株式会社新川（検査補助）との契約満了及び調整について ⑩ お客様満足度調査アンケートの実施について <b>審議事項</b> 議案第45号 平成23年度一般会計補正予算（第1号）（案）について 議案第46号 「職員給与規程」の一部改正について 議案第47号 正会員の入会について
第 10 回	23.12.28	<b>報告事項</b> ① 平成23年11月分事業実施状況報告 ② 平成23年4月～10月分収支状況について ③ 就業開拓提供委員会の実施について ④ 東京都産業労働局の補助金現地調査について ⑤ 第6ブロック会員「交通安全講習会」の実施について ⑥ 第6ブロック理事研修会の実施について ⑦ 安全運転者講習会の実施について ⑧ 第6ブロック会員「接遇」研修会の実施について ⑨ 財団・シルバー人材センター地域ブロック連絡会の実施について ⑩ 安全管理委員会及び安全対策推進委員合同会議の実施について

理 事 会	開催年月日	主 な 会 議 議 題
		<p>⑪ 適性就業巡回調査の実施について</p> <p>⑫ 安全就業パトロール指導員訪問実施について</p> <p>⑬ 第2回安全管理委員会巡回指導の実施について</p> <p>⑭ 不当要求防止研修会の実施について</p> <p>⑮ 国の施策、予算に対するシルバー人材センター事業関係の要望の実施について</p> <p>⑯ 公益社団法人武蔵村山市シルバー人材センターの自立促進に向けた取組の実施要請について</p> <p>⑰ 入会説明会資料のリニューアルについて</p> <p><b>審議事項</b></p> <p>議案第48号 平成23年度一般会計補正予算（第2号）（案）について</p> <p>議案第49号 「就業規約」の一部改正について</p> <p>議案第50号 正会員の入会について</p>
第 11 回	24. 1. 25	<p><b>報告事項</b></p> <p>① 平成23年12月分事業実施状況報告</p> <p>② 平成23年4月～11月分収支状況について</p> <p>③ 市長への年頭挨拶報告について</p> <p>④ 職員の募集について</p> <p>⑤ 就業開拓提供委員会の実施について</p> <p>⑥ お客様満足度調査結果について</p> <p>⑦ 電話通話録音装置の設置について</p> <p>⑧ 武蔵村山市第四次長期総合計画の決定について</p> <p>⑨ 第6・7回広報委員会の実施について</p> <p>⑩ 配分金支払い証明書の送付について</p> <p>⑪ 平成24年「安全運転推進スローガン12カ月」の実施について</p> <p>⑫ 第4回研修講習委員会の実施について</p> <p>⑬ 平成24年度連合補助金予算の満額査定について</p> <p>⑭ 労働政策審議会「今後の高齢者雇用対策について」の建議について</p> <p>⑮ 「介護と予防」平成24年度版への紙面提供について</p> <p>⑯ 平成23年度一般会計予算の流用（第1号）について</p> <p><b>審議事項</b></p> <p>議案第51号 「財務規程」の一部改正について</p> <p>議案第52号 「事務規程」の一部改正について</p> <p>議案第53号 「総会議事運営規則」の一部改正について</p> <p>議案第54号 「理事会運営規則」の一部改正について</p> <p>議案第55号 「旅費規程」の一部改正について</p>

理 事 会	開催年月日	主 な 会 議 議 題
		議案第 5 6 号 平成24年度予算編成方針について 議案第 5 7 号 投資活動収入における中科目の設置及び平成23年度一般会計補正予算（第 3 号）（案）について 議案第 5 8 号 正会員の入退会について
第 1 2 回	24. 2. 22	<b>報告事項</b> ① 平成24年 1 月分事業実施状況報告 ② 平成23年 4 ～12月分収支状況について ③ 就業開拓提供委員会の実施について（別紙 1） ④ 第 8 ・ 9 回広報委員会の実施について ⑤ 駐輪場就業会員「接遇」研修会の実施について ⑥ シルバー人材センター役員研修「請負契約」の実施について ⑦ シルバー人材センター研修「経営管理」の実施について ⑧ 職員採用募集状況について ⑨ 嘱託職員の募集について ⑩ 防犯パトロールマグネットの交換について ⑪ 土地建物無償貸付変更契約書の締結について <b>審議事項</b> 議案第 5 9 号 「嘱託職員雇用要綱」の一部改正について 議案第 6 0 号 「職員給与規程」の一部改正について 議案第 6 1 号 正会員の入退会について
第 1 3 回	24. 3. 28	<b>報告事項</b> ① 平成24年 2 月分事業実施状況報告 ② 平成23年 4 月～24年 1 月分収支状況について ③ 第 3 回安全管理委員会及び安全対策推進員会議の実施について ④ 就業開拓提供委員会の実施について（別紙 1） ⑤ 襖張り技能研修会の実施について ⑥ 新入職員の採用について ⑦ 嘱託職員の雇用について ⑧ 村山団地暫定管理地区「ひまわり畑」の開設に伴う「種まきボランティア」の募集について ⑨ 公認会計士による会計指導の実施について ⑩ お客様満足度調査結果報告について（2） ⑪ 事業用車両の事故報告について ⑫ 第 6 ブロック会員技能研修会（植木）の実施について ⑬ 平成23年度第 2 回会長会議の実施について <b>審議事項</b> 議案第 6 2 号 平成24年度事業計画（案）について

理 事 会	開催年月日	主 　　な 　　会 　　議 　　議 　　題
		議案第 6 3 号 平成24年度一般会計収支予算（案）について 議案第 6 4 号 資金調達及び設備投資の見込みについて（案） 議案第 6 5 号 職員就業規則の一部改正について 議案第 6 6 号 職員給与規程の一部改正について 議案第 6 7 号 正会員の入退会について

# 議案第1号 平成23年度決算の承認について

## 貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	当 年 度	備 考
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金	78,660,203	
未収金	35,060,572	
貸倒引当金	△ 244,021	
	34,816,551	
前払金	596,879	
流動資産合計	114,073,633	
2 固定資産		
(1) 特定資産		
減価償却引当預金	3,892,187	
35周年記念行事積立預金	1,500,000	
退職給付引当預金	9,690,184	
特定資産合計	15,082,371	
(2) その他の固定資産		
車両運搬具	2,445,321	
車両運搬具減価償却累計額	△ 2,445,321	
	0	
什器備品	5,176,293	
什器備品減価償却累計額	△ 3,768,025	
	1,408,268	
電話加入権	153,100	
その他の固定資産合計	1,561,368	
固定資産合計	16,643,739	
資産合計	130,717,372	
II 負債の部		
1 流動負債		
未払金	38,481,312	
預り金	340,737	
流動負債合計	38,822,049	
2 固定負債		
退職給付引当金	9,690,184	
固定負債合計	9,690,184	
負債合計	48,512,233	
III 正味財産の部		
1 指定正味財産	0	
2 一般正味財産	82,205,139	
(うち基本財産への充当額)	( 0)	
(うち特定資産への充当額)	( 5,392,187)	
正味財産合計	82,205,139	
負債及び正味財産合計	130,717,372	

# 平成23年度正味財産増減計算書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	当 年 度	備 考
I 一般正味財産増減の部		
1 経常増減の部		
(1) 経常収益		
特定資産運用益	2,431	
特定資産受取利息	2,431	
受取会費	2,216,000	
正会員受取会費	2,216,000	
事業収益	446,607,831	
受取配分金	397,524,463	
受取材料費等	20,098,461	
受取事務費	28,984,907	
受取補助金等	42,794,933	
受取市補助金	30,794,933	
受取連合交付金	8,700,000	
受取就業機会拡大事業助成金	3,300,000	
雑収益	852,462	
受取利息	1,627	
雑収益	850,835	
経常収益計	492,473,657	
(2) 経常費用		
事業費	428,557,767	
支払配分金	397,524,463	
支払材料費等	20,777,400	
就業開拓員雇賃金	1,243,550	
就業開拓員諸手当	45,600	
法定福利費	217,140	
福利厚生費	14,495	
会議費	340,911	
旅費交通費	546,120	
通信運搬費	713,173	
消耗什器備品費	254,625	
消耗品費	826,879	
修繕費	202,648	
印刷製本費	1,061,448	

(単位：円)

科 目	当 年 度	備 考
燃料費	19,791	
賃借料	515,450	
手数料	615,258	
保険料	3,102,910	
諸謝金	244,900	
支払負担金	46,500	
委託費	162,170	
雑費	82,336	
管理費	61,261,405	
職員基本給	20,396,880	
職員特別手当	5,120,108	
職員諸手当	5,878,815	
法定福利費	5,619,374	
福利厚生費	213,175	
退職給付費用	2,146,000	
嘱託職員雇賃金	5,060,471	
嘱託職員諸手当	174,800	
会議費	24,350	
旅費交通費	400,780	
通信運搬費	1,330,295	
減価償却費	362,298	
消耗什器備品費	166,380	
消耗品費	1,928,294	
修繕費	52,605	
印刷製本費	470,608	
燃料費	60,050	
光熱水料費	1,209,083	
賃借料	5,064,224	
手数料	226,470	
保険料	588,652	
租税公課	715,600	
支払負担金	286,765	
委託費	3,653,967	
雑費	111,361	
經常費用計	489,819,172	
評価損益等調整前当期經常増減額	2,654,485	



(単位：円)

科 目	当 年 度	備 考
基本財産評価損益等	0	
特定資産評価損益等	0	
投資有価証券評価損益等	0	
評価損益等計	0	
当期経常増減額	2,654,485	
2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		
前期損益修正益	6,609,816	
経常外収益計	6,609,816	
(2) 経常外費用		
車両運搬具除却損	8,580	
什器備品除却損	14,001	
経常外費用計	22,581	
当期経常外増減額	6,587,235	
他会計振替額	0	
当期一般正味財産増減額	9,241,720	
一般正味財産期首残高	72,963,419	
一般正味財産期末残高	82,205,139	
II 指定正味財産増減の部		
受取補助金等	0	
一般正味財産への振替額	0	
当期指定正味財産増減額	0	
指定正味財産期首残高	0	
指定正味財産期末残高	0	
III 正味財産期末残高	82,205,139	

# 平成23年度正味財産増減計算書内訳表

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	1,216	1,215	2,431
特定資産受取利息	1,216	1,215	2,431
受取会費	1,108,000	1,108,000	2,216,000
正会員受取会費	1,108,000	1,108,000	2,216,000
事業収益	444,592,458	2,015,373	446,607,831
受取配分金	397,524,463	0	397,524,463
受取材料費等	20,098,461	0	20,098,461
受取事務費	26,969,534	2,015,373	28,984,907
受取補助金等	39,592,260	3,202,673	42,794,933
受取市補助金	27,592,260	3,202,673	30,794,933
受取連合交付金	8,700,000	0	8,700,000
受取就業機会拡大事業助成金	3,300,000	0	3,300,000
雑収益	426,232	426,230	852,462
受取利息	814	813	1,627
雑収益	425,418	425,417	850,835
経常収益計	485,720,166	6,753,491	492,473,657
(2) 経常費用			
事業費	483,009,930	0	483,009,930
支払配分金	397,524,463	0	397,524,463
支払材料費等	20,777,400	0	20,777,400
職員基本給	18,275,604	0	18,275,604
職員特別手当	4,608,097	0	4,608,097
職員諸手当	5,290,934	0	5,290,934
嘱託職員雇賃金	5,060,471	0	5,060,471
嘱託職員諸手当	174,800	0	174,800
就業開拓員雇賃金	1,243,550	0	1,243,550
就業開拓員諸手当	45,600	0	45,600
法定福利費	5,398,775	0	5,398,775
福利厚生費	217,425	0	217,425
退職給付費用	1,924,962	0	1,924,962
会議費	347,363	0	347,363
旅費交通費	832,325	0	832,325

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
通信運搬費	1,820,730	0	1,820,730
減価償却費	296,360	0	296,360
消耗什器備品費	385,220	0	385,220
消耗品費	2,479,656	0	2,479,656
修繕費	240,448	0	240,448
印刷製本費	1,407,959	0	1,407,959
燃料費	78,643	0	78,643
光熱水料費	1,005,957	0	1,005,957
賃借料	4,625,550	0	4,625,550
手数料	791,224	0	791,224
保険料	3,658,338	0	3,658,338
諸謝金	244,900	0	244,900
租税公課	536,700	0	536,700
支払負担金	159,634	0	159,634
委託費	3,415,443	0	3,415,443
雑費	141,399	0	141,399
管理費	0	6,809,242	6,809,242
職員基本給	0	2,121,276	2,121,276
職員特別手当	0	512,011	512,011
職員諸手当	0	587,882	587,882
法定福利費	0	437,739	437,739
福利厚生費	0	10,245	10,245
退職給付費用	0	221,038	221,038
会議費	0	17,898	17,898
旅費交通費	0	114,575	114,575
通信運搬費	0	222,738	222,738
減価償却費	0	65,938	65,938
消耗什器備品費	0	35,785	35,785
消耗品費	0	275,517	275,517
修繕費	0	14,805	14,805
印刷製本費	0	124,096	124,096
燃料費	0	1,198	1,198
光熱水料費	0	203,126	203,126
賃借料	0	954,124	954,124
手数料	0	50,504	50,504
保険料	0	33,224	33,224

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
租税公課	0	178,900	178,900
支払負担金	0	173,631	173,631
委託費	0	400,694	400,694
雑費	0	52,298	52,298
経常費用計	483,009,930	6,809,242	489,819,172
評価損益等調整前当期経常増減額	2,710,236	△ 55,751	2,654,485
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	2,710,236	△ 55,751	2,654,485
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
前期損益修正益	5,929,005	680,811	6,609,816
経常外収益計	5,929,005	680,811	6,609,816
(2) 経常外費用			
車両運搬具除却損	7,018	1,562	8,580
什器備品除却損	11,453	2,548	14,001
経常外費用計	18,471	4,110	22,581
当期経常外増減額	5,910,534	676,701	6,587,235
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	8,620,770	620,950	9,241,720
一般正味財産期首残高	65,667,077	7,296,342	72,963,419
一般正味財産期末残高	74,287,847	7,917,292	82,205,139
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	74,287,847	7,917,292	82,205,139

## 財務諸表に対する注記

1 当事業年度から「公益法人会計基準」（平成20年4月11日 平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会）を採用している

### 2 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

車両運搬具及び什器備品について、定額法による減価償却を実施している。

(2) 引当金の計上方法

退職給付引当金は、期末退職給付の要支給額に相当する金額から中小企業退職共済給付額を控除した金額を経上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっている。

(4) 固定資産の範囲

減価償却資産の取得価格は30万円以上である。

### 3 特定資産の増減及びその残高

基本財産及び特定資産の増減及びその残高は、次のとおりである。

（単位：円）

科 目	前 期 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 残 高
特 定 資 産				
退職給付引当資産	15,130,000	1,170,000	6,609,816	9,690,184
減価償却引当資産	4,498,928	362,298	969,039	3,892,187
35周年記念行事積立資産	1,001,350	500,000	1,350	1,500,000
合 計	20,630,278	2,032,298	7,580,205	15,082,371

### 4 特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

（単位：円）

科 目	当 期 末 残 高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
特 定 資 産				
退職給付引当資産	9,690,184	(0)	( 0)	(9,690,184)
減価償却引当資産	3,892,187	(0)	(3,892,187)	( 0)
35周年記念行事積立資産	1,500,000	(0)	(1,500,000)	( 0)
合 計	15,082,371	(0)	(5,392,187)	(9,690,184)

## 5 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
交 付 金						
国庫交付金	連合	0	8,700,000	8,700,000	0	
補 助 金						
市補助金	市	0	30,794,933	30,794,933	0	
(うち都補助金)	(都)	(0)	(12,495,000)	(12,495,000)	(0)	
就業機会拡大支援事業	市	0	1,650,000	1,650,000	0	
	都	0	1,650,000	1,650,000	0	
合 計		0	42,794,933	42,794,933	0	

## 6 退職給付関係

### (1) 採用している退職給付制度の概要

退職金規定に基づく退職一時金制度を採用しています。

### (2) 退職給付債務に関する事項

① 退職給付債務 9,690,184円

② 退職給付引当金 9,690,184円

### (3) 退職給付費用に関する事項

① 退職給付引当繰入額 1,170,000円

② 中小企業退職金共済掛金 976,000円

③ 退職給付費用(①+②) 2,146,000円

### (4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付債務の算定に当たり、簡便法を採用しており、退職給付に係る期末自己都合用支給額から中小企業退職金共済給付額を除いた金額を退職給付引当金に計上している。

# 附属明細書

## 1 引当金の明細

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当 期 減 少 額		期 末 残 高
			目的使用	そ の 他	
退職給付引当金	15,130,000	1,170,000	0	6,609,816	9,690,184
貸倒引当金	270,706	0	0	26,685	244,021

# 財 産 目 録

(平成24年3月31日現在)

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額	
<b>(流動資産)</b>				
現金	手元保管	運転資金として	42,983	
預金	普通預金等			
	りそな銀行村山支店	利息運用預金	10,000,000	
	りそな銀行村山支店	補助金専用	31,860	
	郵便振替口座	会費専用	781,240	
	りそな銀行村山支店	運転資金として	63,646,514	
	りそな銀行村山支店	運転資金として	304,328	
	東京みどり農協村山支店	運転資金として	91,053	
	青梅信用金庫村山支店	運転資金として	3,515,961	
	多摩信用金庫村山支店	運転資金として	85,939	
	ゆうちょ銀行	運転資金として	153,836	
	西武信用金庫村山支店	運転資金として	6,489	
預金小計	10口座		78,617,220	
未収金	公益事業に対する未収額	公益事業の受託料金である	34,816,551	
前払金	傷害保険料等	傷害保険料等	596,879	
流動資産合計			114,073,633	
<b>(固定資産)</b>				
特定資産	減価償却引当資産	定期預金青梅信用金庫村山支店	減価償却累計額見合の引当資産として管理している	3,461,786
		定期預金東京みどり農協村山支店		430,401
	設立35周年記念行事積立資産	定期預金西武信用金庫村山支店	記念誌・表彰・作品展等に係る経費	1,500,000
	退職給付引当資産	定期預金郵便局村山支店	職員退職給付引当金見合の引当資産として管理している	6,434,000
		定期預金多摩信用金庫村山支店		1,000,000
		定期預金東京みどり農協村山支店		2,256,184
その他 固定資産	電話加入権	電話機	電話機2台分	153,100
	什器備品	耐火書庫その他16点	公益目的事業と管理運営用に供している	1,408,268
固定資産合計			16,643,739	
資産合計			130,717,372	
<b>(流動負債)</b>				
未払金	配分金等	会員に対する未払い分	38,481,312	
預り金	職員に対するもの	職員より預かっている社会保険本人負担分等	340,737	
流動負債合計			38,822,049	
<b>(固定負債)</b>				
退職給付引当金	職員に対するもの	職員3名に対する退職金の支給に備えたもの	9,690,184	
固定負債合計			9,690,184	
負債合計			48,512,233	
正味財産			82,205,139	



# 固定資産一覽表

(平成24年3月31日現在)

## 1 什器備品

(単位：円)

品名	数量	金額	備考
耐火書庫	1	1	ライオン#301
自走式草刈機	1	1	バロネスハンマーナイフモアHMA-80
物置	1	1	ヨドコウMFX-70HBL-2
物置	1	1	ヨドコウYMZR-15C
ポータブルワイヤレスアンプセット	1	1	パナソニックWX-282
VTRスタンド	1	58,424	VTR1500L
ナショナルワイドテレビ	1	1	TH-32FP15
ゴミ集積保管用容器	1	1	ワイドステーションTW-550
カーブミラー	1	46,515	NACKSアクリルミラー
プロジェクター	1	1	NEC LT30J
オフィスシュレッダー	1	20,505	C-380C FELLOWS
ユニットハウス	1	216,225	LCX-46H
物置パンダ3	1	150,967	SPACE-NAVI
物置パンダ2	1	71,610	SPACE-NANI
天吊エアコン (技能作業室)	1	168,666	ダイキンSYHP-80AJ7
天吊エアコン (会議室)	1	225,348	ダイキンSYHP-140AC
日立天吊ツインエアコン	1	450,000	日立RPC-AP-224
合計	17	1,408,268	

## 2 特定資産

(単位：円)

品名	数量	金額	備考
減価償却引当資産	1	3,461,786	青梅信用金庫
減価償却引当資産	1	430,401	農業協同組合
35周年記念行事積立資産	1	1,500,000	西武信用金庫
退職給付引当資産	1	6,434,000	郵便局
退職給付引当資産	1	1,000,000	多摩信用金庫
退職給付引当資産	1	2,256,184	農業協同組合
合計	6	15,082,371	

## 3 その他固定資産

(単位：円)

品名	数量	金額	備考
電話加入権	2	153,100	事務用2回線
合計	2	153,100	

(単位：円)

総合計	25	16,643,739	
-----	----	------------	--

## 議案第2号 「定款」の一部改正について

「定款」の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、改正後の欄の下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>第1条～第9条 変更無し</p> <p>(会員の資格喪失)</p> <p>第10条 前2条の場合のほか、会員は、次に掲げる事由によって資格を喪失する。ただし、特別会員及び賛助会員については、第2号に該当することとなったときは、この限りではない。</p> <p>(1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。</p> <p>(2) 武蔵村山市に居住しなくなったとき。</p> <p>(3) 失踪宣告を受けたとき又は死亡したとき。</p> <p>(4) 会員である団体が解散したとき。</p> <p>(5) 正特会員全員の同意があったとき。</p> <p>(6) 1年以上会費を滞納したとき。</p> <p><u>(7) 東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第2条第2号から第5号に該当する者である場合</u></p>	<p>第1条～第9条 省略</p> <p>(会員の資格喪失)</p> <p>第10条 前2条の場合のほか、会員は、次に掲げる事由によって資格を喪失する。ただし、特別会員及び賛助会員については、第2号に該当することとなったときは、この限りではない。</p> <p>(1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。</p> <p>(2) 武蔵村山市に居住しなくなったとき。</p> <p>(3) 失踪宣告を受けたとき又は死亡したとき。</p> <p>(4) 会員である団体が解散したとき。</p> <p>(5) 正特会員全員の同意があったとき。</p> <p>(6) 1年以上会費を滞納したとき。</p>
<p>第11条～第13条 変更無し</p> <p>(開催)</p> <p>第14条 総会は、定期総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。</p> <p><u>2 総会の運営に関する事項は、法令及び定款の定めによるもののほか、総会議事運営規則によるものとする。</u></p>	<p>第11条～第13条 省略</p> <p>(開催)</p> <p>第14条 総会は、定期総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。</p>
<p>第15条～第20条 変更無し</p> <p>(議事録)</p> <p>第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した理事<u>3名以上</u>が記名押印する。</p>	<p>第15条～第20条 省略</p> <p>(議事録)</p> <p>第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した理事が記名押印する。</p>

改正後	改正前
<p>第22条～第25条 変更無し</p> <p>(役員任期)</p> <p>第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定期総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、代表理事の再任は3期までとする。</p> <p>2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとし、再任を妨げない。</p> <p>3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、なおその権利義務を有する。</p>	<p>第22条～第25条 省略</p> <p>(役員任期)</p> <p>第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、代表理事の再任は3期までとする。</p> <p>2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。</p> <p>3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、なおその権利義務を有する。</p>
<p>第27条～第39条 変更無し</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告</p> <p>(2) 事業報告の附属明細書</p> <p>(3) 貸借対照表</p> <p>(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)</p> <p>(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書</p> <p>(6) 財産目録</p> <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定期総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(1) 監査報告</p> <p>(2) 理事及び監事の名簿</p>	<p>第27条～第39条 省略</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告</p> <p>(2) 事業報告の附属明細書</p> <p>(3) 貸借対照表</p> <p>(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)</p> <p>(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書</p> <p>(6) 財産目録</p> <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(1) 監査報告</p> <p>(2) 理事及び監事の名簿</p>

改正後	改正前
(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類 (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類  第41条～第48条 変更無し	(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類 (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類  第41条～第48条 省略

### 附 則

この定款は、平成24年6月22日から施行する。

(改正理由)

東京都暴力団排除条例及び総会議事運営規則の施行に伴い条項を追加するとともに、規定を整備する。

## (参考)

# 公益社団法人武蔵村山市シルバー人材センター 定 款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、公益社団法人武蔵村山市シルバー人材センター（以下「センター」という。）と称する。

### (事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を東京都武蔵村山市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 センターは、社会参加の意欲ある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業の機会確保及び提供
- (2) 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施
- (3) 社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業
- (4) 前条の目的を達成するための調査研究、相談及び事業の企画運営
- (5) その他センターの目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、東京都において行うものとする。

## 第3章 会 員

### (センターの構成員)

第5条 センターの会員は、次の3種とし正会員及び特別会員（以下「正特会員」という。）をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正 会 員 センターの目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者
  - ア 武蔵村山市に居住する、原則として60歳以上の健康な者

イ 働く意欲がある者で、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業及び社会奉仕活動等を通じて自己の能力を活用し、生きがいの充実や社会参加等を希望する者

(2) 特別会員 センターの目的に賛同し、その事業を理解している個人で、会長が推薦し理事会の承認を得た者

(3) 賛助会員 センターの目的に賛同し、その事業に協力する、理事会が承認をした個人又は団体

(会員の資格の取得)

第6条 会員になろうとする者は、会長が理事会の決議を経て別に定める入会申込書により会長に申し込まなければならない。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(会費の負担)

第7条 センターの事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になったとき及び毎年、正会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 正特会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他規則に違反したとき。

(2) センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 賛助会員は、正当な理由がある場合には、理事会の決議で除名することができる。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次に掲げる事由によって資格を喪失する。ただし、特別会員及び賛助会員については、第2号に該当することとなったときは、この限りではない。

(1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(2) 武蔵村山市に居住しなくなったとき。

(3) 失踪宣告を受けたとき又は死亡したとき。

(4) 会員である団体が解散したとき。

(5) 正特会員全員の同意があったとき。

(6) 1年以上会費を滞納したとき。

(7) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号から第5号に該当する者である場合。

（抛出金品の不返還）

第11条 センターは、会員がその資格を喪失しても、既に納入したその会費その他の金品は、これを返還しない。

## 第4章 総会

（構成）

第12条 総会は、すべての正特会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

（権限）

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正特会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第14条 総会は、定期総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

2 総会の運営に関する事項は、法令及び定款の定めによるもののほか、総会議事運営規則によるものとする。

（招集）

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により、会長が招集する。

2 正特会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正特会員から総会の目的である事項及び招集の理由を示して請求があったときは、会長は、その請求の日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、会長は、総会の日から2週間前までに、正特会員に対し必要事項を記載した書面により通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会に出席した正特会員の中から選任するものとし、選任まで又は選任されない場合には、これを会長が務めるものとする。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正特会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正特会員の議決権の過半数を有する正特会員が出席し、出席した当該正特会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正特会員の半数以上であって、総正特会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 正特会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を議決するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権行使)

第19条 総会に出席できない正特会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数は、前条の出席した正特会員の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第20条 正特会員は、代理権を証明する書面を会長に提出して、他の正特会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、第18条の規定の適用については、その正特会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した理事3名以上が記名押印する。

## 第5章 役員

(役員)

第22条 センターに、次の役員を置く。



- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、1名を副会長、1名を常務理事とし、常務理事は、事務局長を兼ねることができる。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号上の業務執行理事とする。

#### (役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって正特会員の中から選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

#### (理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、センターの職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、センターを代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 常務理事は、センターの常務を処理する。
- 5 会長、常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定期総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、代表理事の再任は3期までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、なおその権利義務を有する。

#### (役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 センターは、理事・監事その他センターの業務を行った者に対し、その費用を弁償することができる。

(役員 の 損害賠償責任の免除)

第29条 センターは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条第1項の規定により、理事又は監事が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がない場合においては、理事又は監事が任務を怠ったことにより生じた損害賠償責任を同法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として、理事会の決議をもって免除することができる。

## 第6章 名誉会長及び顧問等

(名誉会長及び顧問等)

第30条 センターには、名誉会長、顧問、相談役及び参与を置くことができる。

2 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の役員ではなくセンターに対して何らの権限を有しないが、会長の諮問に応え、会長に対し、参考意見を述べることができる。

3 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、理事会において任期を定め、たうえで選任する。

4 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、無報酬とする。

## 第7章 理事会

(構成)

第31条 センターには、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) センターの業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発し

なければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長とする。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 資産及び会計

(資産の管理)

第37条 センターの資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て定める。

2 特定費用準備資金及び特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金の管理は、別途理事会で定める手続きによる。

(事業年度)

第38条 センターの事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第39条 会長は、センターの事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を毎事業年度の開始の日の前日までに作成して理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定期総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事の名簿
  - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

#### （公益目的取得財産残額の算定）

第41条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

### 第9章 定款の変更及び解散

#### （定款の変更）

第42条 センターは、総会の決議によって定款を変更することができる。

#### （解散）

第43条 センターは、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

#### （公益認定の取消し等に伴う贈与）

第44条 センターが公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

#### （残余財産の帰属）

第45条 センターが清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

### (公告の方法)

第46条 センターの公告は、電子広告を使用する方法による。

- 2 事故その他やむを得ない事由により、電子広告を使用する方法によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第11章 事務局

### (事務局)

第47条 センターには事務局を置くものとし、事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定めるものとする。

## 第12章 雑 則

### (委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、センターの運営に必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記をしたときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 センターの最初の代表理事は、次に掲げる者とする。  
森脇 義二郎
- 4 センターの最初の業務執行理事は、次に掲げる者とする。  
福島 真人

### 附 則

この定款は、平成24年6月22日から施行する。